令和5年 下呂市農業委員会第9回総会議事録

開催日時 令和5年9月4日 $14:00\sim16:00$

開催場所 下呂総合庁舎 5-1会議室

2番 上野 耕正 出席委員 1番 山下 康子 3 番 大森 公治(推)

> 5番 熊﨑 みどり 6番中島 義彦 4番嶋田 浩

7番林 忠助 8番中川 元宏(推) 9番中川 輝男(推)

10 番 田中 覚章(推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿

13 番 川口 太三(推) 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治

17 番 中島 次郎(推) 18 番 二村 正明(推) 19 番 熊﨑 徹(推)

21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠

24 番 日下部 道男(推) 25 番 井戸 克彦(推) 26 番 杉山 裕(推)

欠席委員 16番 福井 順也 20番 中桐 由起子(推)

議事日程 第1 会長あいさつ

第2 議事録署名者

第3議事

議事 38 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議事39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議事 40 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議事 41 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議事 42 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ

議事 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計 画素案の意見決定について

第4 その他

開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名 事務局長 で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。

ただ今から第9回農業委員会を開催いたします。

【会長あいさつ】 会 長

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。

嶋田 浩 委員 4番

23 番 中島
悠 委員 にお願いいたします。

会 長 議題第38号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について意

見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。

【別紙資料を読み上げ】 市担当者

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 슾 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 会 長

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見なしと決 するにご異議ない方の挙手を求めます。

【举手全員】

会 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。 長

会 長 議題第39号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請 書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3~5ページをお開きください。

農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願い 会 長 いたします。

事務局 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が3件提出されています。

番号1については農振農用地です。

譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は自宅に近接す る申請地を譲り受け農業に励むものです。

全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題な く、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地ではありません。

譲渡人農地の効率利用を図るため譲渡する者であり、譲受人は自宅に隣接する申 請地を譲り受け農業に励むものです。

全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題な く、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。

譲渡人は高齢により管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、 譲受人は申請地に隣接する住宅に移り住み、申請地を譲り受け農業に励むもので

全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題な く、地域計画は未策定です。

以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。

1番 1番について説明します。

場所は、小坂町長瀬で、小坂中学校を渡ってサイクリングロードを登り切った あたりです。譲渡人と譲受人は親戚同士で、相続したけれど近くに住んでいない ので管理ができず、譲渡したいとのことでした。

3番 2番について説明します。

小坂町門坂地区の対岸にある岩瀬地区です。譲渡人は高齢で後継者がいないため、譲受人が管理することとなり許可を求めるものであります。

18番 3番について説明します。場所は森で、大洞に向かう途中、今は家庭菜園状態です。周囲は宅地化しており、申請地も登記地目は宅地ですが、現況が畑ですの

で許可を求めるものであります。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がご

ざいましたらお願いいたします。

21番 2番はこれを全部譲渡するのか

3番 そうです。

事務局 既に一部の管理は任されているようです。現況山林化しているようなものも一部

ありますが、3条申請で受け取りたいとのことでした。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件に

ついて、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

【举手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長 議題第40号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請

書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。

議案の6ページをお開きください。

会 長 農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお

願いいたします。

事務局 議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきま

す。

今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑

449.23㎡です。

事務局 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫・物置・駐車場・庭として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の

未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申

請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。

- 12番 1番について説明します。場所は馬瀬数河の****寺の上あたりです。母屋を取り壊して建て直すにあたり、農地であることが判明したため許可を求めるものであります。ですので現地は既に農地性はありません。
- 会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたらお願いいたします。
- 会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

- |会 長 | ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
- 会 長 議題第41号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請 書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7~8ページをお開きください。
- 会 長 農地法第5条許可申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお 願いいたします。
- 事務局 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、貸駐車場への転用が 1件、面積については田413㎡、畑582㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、おおむね500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路、物置として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、おおむね500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を譲り受け、建築事務所貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

8番

1番と2番について説明します。場所は萩原町古関で、川西を益田橋から200m ほど下呂方面に行ったあたり。もともと1筆であったものを分筆した2申請です。現地は茶畑で、2番は譲渡人の叔父に譲渡、1番は親子間での使用貸借です。既に一部進入路があり、始末書が添付されています。

18番

3番について説明します。場所は少ケ野で、****社の隣です。面積も小さく、 現在は黒い防草シートで覆われています。譲渡人は市外の人ですし、問題ないと 思われます。

18番

4番について説明します。場所は小川で、****の国道を挟んだ向かい側です。 昨年まで畑をやっていました。周囲は宅地か家庭菜園しかないため問題ないと思 います。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長

議題第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第42号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 説明させていただきます。

今回は、使用貸借契約が1件提出されています。

利用権設定番号1については、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき 新たに利用権を設定するものであります。

面積は1,298㎡で、昨年の12月公告で竹原地域の集積を行いましたが、この一筆の み漏れていた為、利用権を設定します。

以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【举手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

議題第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画 素案の意見決定について説明いたします。

農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。

議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が1筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。借受希望農業者は1名です。

次に今後のスケジュールについて説明します。

本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進 計画案を提出し、県で正式に認可され、11月1日から権利移転されることとなります。

以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長	そのほか、ご意見、ご質問はございますか。	
会 長	以上をもちまして、第9回 下呂市農業委員会を閉会します。	16時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った	
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。	
	下呂市農業委員会	
	番	
	番	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について

1. 農業経営基盤強化促進法(基盤強化法)では、市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて**当該市町村の農政推進のための目標**を取りまとめるよう定めています。

具体的には、

- ①農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ②営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標(農業経営の規模、生産方式等)
- ③新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- ④効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
- ⑤農業経営基盤促進事業に関する事項

についての内容となります。

●農業経営基盤強化促進法とは

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

2. 変更の理由及び変更内容

この基本構想の見直しは、地域の実情に合わせて5年毎に行うものですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、岐阜県が「基本方針」を令和5年4月に変更されました。このため下呂市においても、「岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して「下呂市農業経営基盤強化促進基本構想」を変更する必要があるため、基本構想(案)を作成しました。変更にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条で、市町村が基本構想を定めようとするときは、市町村長は、農業委員会及び当該区域の農業協同組合の意見を聴かなければならない、とありますので、皆様方にご意見をお伺いします。

(前回下呂市での大きな変更は令和4年2月に実施しております。)

【主な変更内容】

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標(対照表 P2~)

- 1. 農業・農村の現状と課題 についての修正 P2
- ・農業・農村の現状と課題、発展方向について、県基本計画の現状・課題及び地域農業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ見直し。

環境負荷低減など持続可能な農業への取組が課題。農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえて、 農地集積・集約化の促進し農地利用の効率化による生産性の向上、地域全体での農地利用の最適化 を図る必要性がある。将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した地域計画の作成など。 4. 農業・農村の発展方向の修正 P5

ぎふクリーン農業表示制度については、令和5年度末をもって終了。また、岐阜県では、これまで GAP 確認制度で培った GAP 推進を一層発展させ、県内生産者に広く GAP の取組を普及推進することを目的に、 ぎふ清流 GAP 評価制度が開始されているため文言を修正。

- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごと の効率的かつ安定的な農業経営の指標(対照表 P7~14)
- 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ご との新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標(対照表 P15~16)

ぎふクリーン農業表示制度については、令和5年度末をもって終了。また、岐阜県では、これまで GAP 確認制度で培った GAP 推進を一層発展させ、県内生産者に広く GAP の取組を普及推進することを目的に、 ぎふ清流 GAP 評価制度が開始されているため文言を修正。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 (対照表 P16)

県基本方針変更に伴い、市の考え方や役割等を記述(県例示により記述)

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - ・認定農業者などの地域農業の中心を担う経営体に加え、多様な農業者も併せて農業を担う者と して地域計画に位置付けることを明記。
- 2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組
 - ・市が、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携して、就農希望者への就農から定着まで一 貫した支援や、経営発展に意欲的な農業者への経営改善に支援に係る役割を明記

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地 の効率的かつ総合的な利用に関する事項(対照表 P17)

新 | 県基本方針変更に伴い新規に追加(県例示により記述)

- 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - ・農用地の利用関係の改善に関する事項を変更。
 - ・策定した地域計画に基づく、担い手への農地集積・集約化の加速化を明記。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項(対照表 P17~30)

県基本方針変更に伴い新規に追加及び変更(県例示により記述)

- 地域計画推進事業に関する事項
 - ・市が行う地域計画策定の進め方や、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した利用権設定 の促進を明記。
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
 - ・P18 次に掲げる事業の⑥事業のタイトル 前回変更時に記載漏れ(今回追記)
 - P30 補助事業名変更等に伴う文言の修正

【基本構想変更についての進捗状況・今後の予定】

- ① <u>岐阜県との事前協議</u> 岐阜県の基本方針との整合性 第1回事前協議 変更(案)提出 R5.7月14日
 - → 岐阜県関係課より意見(指摘事項等)回答受理 R5.8月3日 意見に対する修正を行い変更(案)作成 事前協議終了
- ② <u>農業者等の意見聴取</u>(法第4の2) ※農業者等と内容について検討を行う。 県事前協議後の基本構想(案)について意見聴取
 - → 認定農業者協議会、指導農業士会、青年農業士会へ意見照会。R5.8月9日
- ③ <u>農業委員会・農業協同組合への意見照会</u>(規則2) 事前協議後の基本構想(案)について意見聴取 飛騨農業協同組合 R5.8月9日 下呂市農業委員会 R5.9月4日

今後のスケジュール

- ④ ②③の意見書を添えて、岐阜県との本協議 R5.9 月上旬
- ⑤ 岐阜県(知事) 同意後、公告 R5.9 月下旬